

第4章

計画の推進

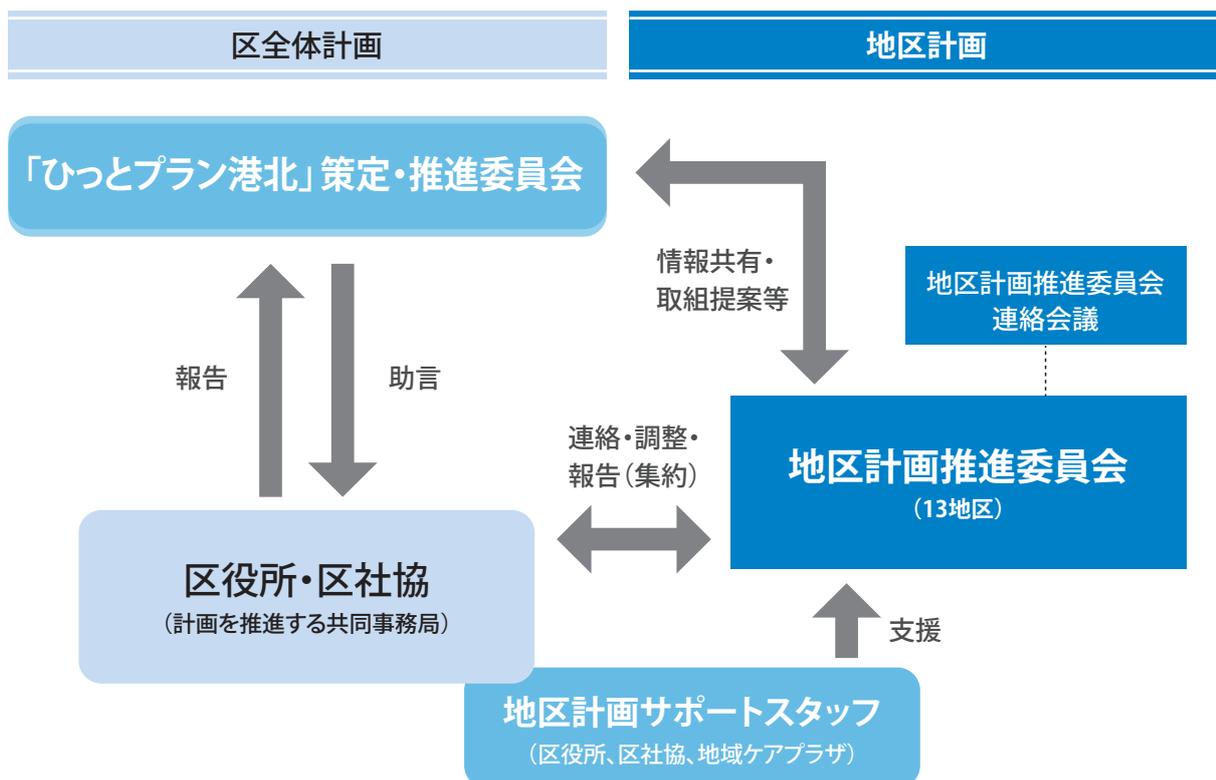
1 推進体制

地域福祉保健計画は区役所・区社協が計画を推進する共同事務局として、区全体計画推進の総合的な調整や進行管理を行うとともに、身近な地域の福祉保健活動の拠点である地域ケアプラザとも連携しながら、地区計画の推進組織を支援します。

また、区内の自治会町内会、福祉保健活動団体などの代表者及び学識経験者で構成する「『ひとプラン港北』策定・推進委員会」は事務局からの報告を踏まえて、取組状況について評価し、計画の改善などに関する助言を行います。

これらの機関や組織が中心となって、それぞれの役割を果たしながら、連携をして計画を推進します。

[計画推進体制]





2 計画推進に参加する組織や団体

(1) 区役所・区社協

区役所及び区社協は、計画における共同事務局として、区全体計画に掲げる施策や事業に取り組むとともに、地域ケアプラザを含めた地区ごとのサポートスタッフが地区計画の推進を支援することにより、総合的に地域福祉保健計画を推進します。

(2) 地域ケアプラザ

横浜市では地域ケアプラザを地域の身近な福祉保健活動の拠点、相談機関として位置づけており、地域住民の福祉保健に関する様々な相談などから、個別課題やエリア内の地域情報を把握し、課題解決に向けた活動を行っています。また、地域の様々な活動団体とともに、地域の状況に応じた見守り、支えあいの仕組みづくりを行うなど、地区計画の推進支援の中核的な役割を担います。さらに、区役所・区社協と連携しながら、誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

(3) 地域組織・福祉保健活動団体・施設・企業・区民

組織・団体・個人	計画推進に向けての取組
連合町内会 自治会町内会 地区社会福祉協議会 地域の福祉保健活動等の中核となる組織	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画の進行状況を把握するとともに、福祉保健活動団体や事業者とも連携して計画を推進します。 ● 地域に計画を広く周知し、多くの区民が地域活動に関心を持つよう働きかけ、参加を促します。
福祉保健活動団体 地域の活動団体、行政からの委嘱委員(民生委員・児童委員等)、NPO法人など	<ul style="list-style-type: none"> ● それぞれの活動を実施、充実していくことで計画を推進します。 ● 地域にある他の福祉保健活動団体等と連携し、計画の推進に取り組みます。
学校、福祉関連施設、 商店会	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の計画を理解し、地域と協力して実践します。 ● 地域との交流や住民交流のきっかけづくりを積極的に行います。 ● 活動場所や技術等の提供を行うことで、地域の福祉保健活動を支援します。
企業 企業、福祉関連事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の計画を理解し、推進に協力します。 ● 地域との交流を積極的に行います。 ● 企業は、社会貢献活動の一つとして、地域活動の活動場所の提供や地域イベントへの協力などを行います。 ● 福祉関連事業所は活動内容を地域に発信し、さらに事業所としての得意分野を活かした地域支援を行います。
区民	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な地域の計画である地区計画を理解し、地域組織等が行う活動に関心を持ち、できることから参加します。 ● 日頃から近所の方々と交流し、あいさつや声かけができる関係をつくります。 ● 近隣で困っている方に対してできることから行動します。

3 区役所・区社協の主な施策・事業

(1) 区役所

区役所の福祉保健センターは、高齢、障がい、子どもなどの分野ごとの個別支援や、地域、関係機関のネットワークづくり、社会資源の創出など、地域の福祉保健課題解決のために必要な施策を展開しています。

地域福祉保健計画推進においては、課・係間、職種間を横断して構成するサポートスタッフが地区計画推進を支援するとともに、福祉保健センターを含めた区役所各課はそれぞれの所管分野において次の取組を行います。

区役所部署	取組内容
福祉保健課	<ul style="list-style-type: none">● 地域福祉保健計画の推進 区役所関係各課の調整を行い、福祉保健を中心とする地域支援の推進役を担います。● 民生委員・児童委員の活動支援 地域福祉の推進において重要な役割を担う民生委員・児童委員の活動を支援します。● 健康寿命を延伸する事業の推進 健康寿命の延伸のため、保健活動推進員や食生活改善等推進員と連携しながら健康づくりや食育への関心・意識を高める啓発、きっかけづくりに取り組みます。また、地域住民が交流しながら健康づくりを継続できるよう、身近な地域での活動を支援します。
高齢・障害支援課	<ul style="list-style-type: none">● 「地域包括ケアシステム」の構築 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、在宅医療・介護連携、元気なうちからの介護予防の取組、「地域ケア会議」の開催、NPO・企業・ボランティア等地域の多様な主体を活用した高齢者支援の体制づくりを進めることなどにより、「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。● 災害時要援護者支援事業の推進 災害時に備えて、日頃からの地域における見守り、支えあいの仕組みづくりがさらに広がるよう支援を進めます。● 認知症の理解・啓発の推進 認知症の人や家族を見守り、支援できる区民を増やし、支えあう地域づくりを支援します。● 障がい者への理解・啓発、支援者ネットワークの強化 障がい者への地域住民の理解をさらに深めるための啓発や自立支援協議会などによる支援者同士のネットワークの強化を支援します。



区役所部署	取組内容
こども家庭支援課	<ul style="list-style-type: none">● 妊娠中から学齢期までの切れ目ない子育て支援体制の構築 子育て世帯が孤立することなく、不安を軽減できるよう地域や関係機関と連携しながら、身近な地域での相談、交流の場づくりをさらに推進します。● 子育て支援を行っている施設の連携、保育所の活用による子育て支援の強化 子育て支援を行っている施設の連携や保育所の地域支援の機能拡充により、身近な地域での交流の機会や相談の場、機会を増やします。● 支援が必要な児童への理解促進と地域で見守る仕組みづくりの推進 児童虐待防止に関する啓発、要支援児童に関する情報や支援方針を地域の子育て支援に係る関係者や関係機関等と共有し、連携して見守り、対応するネットワークづくりを推進します。● 小中学校との連携による次世代育成の推進 学校、家庭、地域の連携により、児童生徒とその保護者への地域の福祉保健課題の解決につながる地域活動への参加のきっかけづくりを推進します。
生活支援課	<ul style="list-style-type: none">● 生活困窮者自立支援制度の周知・円滑な運営 平成27年度から始まった生活困窮者自立支援制度の周知を進め、困窮者の自立支援を強化します。<ul style="list-style-type: none">・就労支援では、求職中や就労にブランクがある方への個別支援を、関係機関と連携して進めます。・家計支援では、家計相談支援員とともに家計再建に向けて支援を行います。・寄り添い型学習等支援では、事業の法制化に伴い、より効果的な事業実施方法を検討しながら、教育環境に支援が必要な子どもの学習を支援します。
総務課	<ul style="list-style-type: none">● 地域の防災活動の啓発・支援 災害時要援護者支援事業を含め、地域が自主的に行う防災活動を支援します。 また、高齢者、女性、障がい者など、あらゆる人権に配慮した避難所運営をはじめ、防災に関する区民への啓発を推進します。
区政推進課	<ul style="list-style-type: none">● 地域活動・住民交流の身近な拠点として活用できる場づくりの推進 地域活動や住民交流の拠点づくりに向け、各地域のニーズや開発等の動向を捉え、NPOや民間企業、庁内関係部署などとの調整を行います。
地域振興課	<ul style="list-style-type: none">● 地域活動支援・地域活動を担う人材育成支援と活動団体交流の推進 地域の課題解決を自主的に取り組む団体と活動の核となる人材の育成を支援します。また、活動団体間の交流を図りながら、連携強化を進めます。● 自治会町内会活動の支援 地域のさまざまな自主的活動の基盤である自治会町内会の活動を支援します。● 地域と向き合う体制の強化 地区連合町内会ごとに各地区の担当となった課長・係長職員が、地域の会合や行事などに参加して、地域と区役所の連携協力を図ります。

(2) 区社協

区社協は、地域住民や様々な団体・施設・関係機関等の参画により、地域の生活課題の把握とその解決の仕組みづくりを進めていく地域福祉の推進役として法的に位置づけられた地域支援の専門性を有する組織です。高い公共性を持つ民間組織として、ネットワークや専門性を活かし、かつ状況の変化にも柔軟に対応しながら、地域福祉保健計画の推進に取り組みます。

分野・テーマ	取組内容
地区活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ● みんなの助成金を活用した運営支援 住民同士の交流の場、身近な相談の場、誰もが集える場としての機能を持った居場所の資金面と運営面の支援を進めます。 ● 地区社協の中間支援機能の強化等 地区社協の地域活動支援の役割を強化し、地域における課題把握や共有の場を拡大します。
活動団体支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動団体交流会の実施／活動を通じた支援が必要な人の把握とつながりの支援 様々な分野で活動する団体同士の交流の機会を通し、お互いの活動内容の理解と連携による課題解決や人材確保を目指します。 ● 企業と地域の活動団体とのコーディネーター 地域貢献活動を行う企業と地域とのつながりをつくり、地域活動の活性化を図ります。
担い手・ボランティア育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区ボランティアセンターのコーディネーター支援／地区社協等が行う研修の企画と実施への支援 港北区ボランティアセンターの体制の見直しと、地区のボランティアセンターや地域たすけあい型ボランティア活動への支援を強化します。 また、地域のニーズに応じたボランティアの育成により、活動の担い手確保に取り組みます。
ネットワーク・交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所連絡会の開催／テーマに応じた分科会の開催方法の工夫 区社協の持つネットワークを活用し、施設・地域・学校等の交流の機会を設け、日常の中で協力し合える関係づくりを支援します。
福祉教育（福祉啓発）	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の特性や障がい理解を目的とした地域や学校への啓発活動 未来を担う次世代の育成を目的に、教育機関を通じた障がい等の理解と啓発の強化を進め、担い手へつなげます。 また、地域防災拠点における障がいの理解と受入れの促進に取り組みます。
地域生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別ニーズへの対応から地域活動への展開・支援 あんしんセンター・生活福祉資金などの事業や、地域活動を通して把握した個別のニーズへの対応から、地域活動に展開する取組を推進します。また、地域ケア会議に参画します。
情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ運用の見直し／ボランティア活動情報の提供 広報紙、ホームページの役割を整理し、媒体に応じたわかりやすい情報発信を行います。また、ホームページを通じて地域のボランティア活動を把握できる環境を整備し、活動の参加へつなげます。

次の事業についても本計画との整合性をはかり、継続的に実施します。

- ◆ 要援護者移送サービス事業
- ◆ 子育て応援情報「ココマップ」(web版・紙版)の提供
- ◆ 福祉保健活動拠点の運営
- ◆ 善意銀行の運営
- ◆ 各種分科会
- ◆ 障がい者余暇支援事業(当事者・ボランティア支援)
- ◆ 障がい者自立生活セミナー
- ◆ 障がい児・者のための外出相談室「お出かけGO!港北」
- ◆ 港北災害ボランティア連絡会の運営
- ◆ ほくほくフェスタ・港北区社会福祉大会



4 計画の進め方

「ひっとプラン港北」第2期計画では、計画の推進にPDCAサイクル（計画 (Plan) → 推進 (Do) → 振り返り (Check) → 計画継続・追加・修正 (Act)）を組み込んで、5年間を通じて計画を振り返り、見直ししながら、計画推進しました。

第3期計画は、5年間を見据えた計画として策定し、計画の改訂は行いません。しかし、刻々と変化する地域社会を取り巻く情勢に応じた計画となるよう、第2期計画と同様にPDCAサイクルを活用しながら、毎年度ごとに計画の振り返りを行い、翌年度の活動に反映・共有することで、福祉保健課題の着実な解決に努めます。

また、本計画の折り返し時点である3年を目処に、区民アンケートや福祉保健活動団体へのヒアリングなど、幅広い意見聞き取りを通じた計画進ちょくの中間振り返りを行い、状況に応じて個別施策の見直しを図る等、社会情勢の動向や変化に適切かつ柔軟に対応します。

〔計画の進め方〕

計画継続・追加・修正

区役所及び区社協、また、地区計画の計画推進組織は、「ひっとプラン港北」策定・推進委員会の助言などを踏まえ、必要に応じて計画内容の追加、修正を行います。

評価・助言など

- 「ひっとプラン港北」策定・推進委員会では、各年度ごとに計画取組状況報告を受け、計画の進ちょく状況について点検・評価します。また、計画促進、充実の観点から計画改善などについて助言します。
- 計画の進ちょく状況については区広報やホームページに掲載、周知することとし、広く区民の方からもご意見、ご要望を受け付けます。

振り返り

各年度終了後に計画の取組状況について振り返りを行います。

第3期計画策定

推進

区役所及び区社協は区全体計画を推進します。また、13地区ごとの計画推進組織は地区計画を推進し、区役所、区社協、地域ケアプラザのサポートスタッフが地区計画の推進を支援します。

地区計画推進組織の交流

地区計画における先進的な取組事例の紹介や計画推進上の課題などの情報共有を通じて、地区ごとの課題解決力の向上と計画進ちょく促進を図るため、地区計画推進組織の交流会を行います。

